

静岡県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.6E-2	7.3E-1	7.0E+1	71.0
64	エトフェンプロックス	4.6E+1	2.0E+1	4.5E+1	6.2E+1	173.1
117	テブコナゾール				8.8E+0	8.8
139	トラロメトリン			7.2E+0	5.7E+0	12.9
140	フェンプロパトリン			5.5E+0		5.5
153	テトラメトリン	4.2E+2	2.5E+1	4.3E+2	2.9E-1	877.4
181	ジクロロベンゼン	9.1E+2	5.6E+2			1,468.6
225	トリクロルホン		2.0E+1			19.8
251	フェニトロチオン		3.9E+2	6.5E+0		394.5
252	フェンチオン	1.0E+1	1.6E+2	1.0E+1		175.8
256	デカン酸				6.9E+0	6.9
350	ペルメトリン	9.2E+1	1.1E+2	6.0E+1	1.6E+2	428.4
405	ほう素化合物		3.1E-1	1.0E+2	5.8E+0	111.0
427	カルバリル			3.5E+2		345.9
428	フェノプカルブ			3.5E+1	4.2E+2	452.0
457	ジクロールボス	1.8E+2	1.7E+3			1,925.7
合 計		1.7E+3	3.0E+3	1.1E+3	7.4E+2	6477.5

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等